

議案第36号

米原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

米原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて  
議会の議決を求める。

平成28年2月25日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

米原市柏原生涯学習センターを廃止するため、この案を提出するものである。

## 米原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

米原市生涯学習センター条例（平成17年米原市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条の表米原市柏原生涯学習センターの項を削る。

第3条中「米原市柏原生涯学習センター（以下「柏原生涯学習センター」という。）」を削り、同条の表柏原生涯学習センターの項を削る。

第14条第2項中「柏原生涯学習センターおよび」を削る。

別表米原市柏原生涯学習センターの部を削る。

### 付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

米原市生涯学習センター条例新旧対照表

改正後	現 行														
米原市生涯学習センター条例	米原市生涯学習センター条例														
第1条 略 (名称および位置)	第1条 略 (名称および位置)」														
第2条 センターの名称および位置は、次のとおりとする。	第2条 センターの名称および位置は、次のとおりとする。														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市大原生涯学習センター</td> <td>米原市市場411番地</td> </tr> <tr> <td>米原市山東生涯学習センター</td> <td>米原市志賀谷1907番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	米原市大原生涯学習センター	米原市市場411番地	米原市山東生涯学習センター	米原市志賀谷1907番地	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市柏原生涯学習センター</td> <td>米原市柏原2221番地</td> </tr> <tr> <td>米原市大原生涯学習センター</td> <td>米原市市場411番地</td> </tr> <tr> <td>米原市山東生涯学習センター</td> <td>米原市志賀谷1907番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	米原市柏原生涯学習センター	米原市柏原2221番地	米原市大原生涯学習センター	米原市市場411番地	米原市山東生涯学習センター	米原市志賀谷1907番地
名称	位置														
米原市大原生涯学習センター	米原市市場411番地														
米原市山東生涯学習センター	米原市志賀谷1907番地														
名称	位置														
米原市柏原生涯学習センター	米原市柏原2221番地														
米原市大原生涯学習センター	米原市市場411番地														
米原市山東生涯学習センター	米原市志賀谷1907番地														
(利用時間)	(利用時間)														
第3条 米原市大原生涯学習センター（以下「大原生涯学習センター」という。）および米原市山東生涯学習センター（以下「山東生涯学習センター」という。）の利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、米原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。	第3条 <u>米原市柏原生涯学習センター</u> （以下「柏原生涯学習センター」という。）、米原市大原生涯学習センター（以下「大原生涯学習センター」という。）および米原市山東生涯学習センター（以下「山東生涯学習センター」という。）の利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、米原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">センター名</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大原生涯学習センター</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>山東生涯学習センター</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> </tbody> </table>	センター名	利用時間	大原生涯学習センター	午前9時から午後5時まで	山東生涯学習センター	午前9時から午後9時まで	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">センター名</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>柏原生涯学習センター</u></td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>大原生涯学習センター</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>山東生涯学習センター</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> </tbody> </table>	センター名	利用時間	<u>柏原生涯学習センター</u>	午前9時から午後5時まで	大原生涯学習センター	午前9時から午後5時まで	山東生涯学習センター	午前9時から午後9時まで
センター名	利用時間														
大原生涯学習センター	午前9時から午後5時まで														
山東生涯学習センター	午前9時から午後9時まで														
センター名	利用時間														
<u>柏原生涯学習センター</u>	午前9時から午後5時まで														
大原生涯学習センター	午前9時から午後5時まで														
山東生涯学習センター	午前9時から午後9時まで														
第4条～第13条 略 (指定管理者による管理)	第4条～第13条 略 (指定管理者による管理)														
第14条 略	第14条 略														

2 指定管理者が管理するセンター（以下「指定センター」という。）は、山東生涯学習センターとする。

3～5 略

第15条～第17条 略

別表（第7条、第16条関係）

施設名	室名	使用料
米原市大原生涯学習センター	研修室	200円
	大会議室	500円
	小会議室	200円
	調理教室	200円
米原市山東生涯学習センター	料理教室	200円
	さんサンルーム	500円
	プレイルーム1	200円
	プレイルーム2	100円
	会議室1ー1	100円
	会議室1ー2	100円
	会議室2ー1	100円
	会議室2ー2	100円

備考 略

付 則

2 指定管理者が管理するセンター（以下「指定センター」という。）は、柏原生涯学習センターおよび山東生涯学習センターとする。

3～5 略

第15条～第17条 略

別表（第7条、第16条関係）

施設名	室名	使用料
米原市柏原生涯学習センター	大会議室	500円
	調理教室	200円
	娯楽室	200円
米原市大原生涯学習センター	研修室	200円
	大会議室	500円
	小会議室	200円
	調理教室	200円
米原市山東生涯学習センター	料理教室	200円
	さんサンルーム	500円
	プレイルーム1	200円
	プレイルーム2	100円
	会議室1ー1	100円
	会議室1ー2	100円
	会議室2ー1	100円
	会議室2ー2	100円

備考 略

この条例は、平成28年4月1日から施行する。